

平成 27 年 7 月 31 日

各位

株式会社 みなと銀行

預金小切手（自己あて小切手）による詐欺被害未然防止の取組みについて

株式会社 みなと銀行（頭取 尾野 俊二）は、兵庫県警察本部の特殊詐欺の未然防止に向けた取組要請を踏まえ、窓口で多額の現金のお引出しをされるご高齢のお客さまに預金小切手（自己あて小切手）のご利用をお勧めしていくこととしましたのでお知らせします。

当行では、お客さまの大切なご預金を詐欺被害からお守りするため、従来の現金のお使いみちの確認に加え、今後は本小切手のご利用に関しても、適宜お声掛けをさせていただきますので、何卒お客さまのご理解とご協力を賜りますようお願いいたします。

記

1. 取組について

- (1) お客さまが窓口で多額の現金のお引出しをされる場合、現金のお使いみちの確認に加え、「記名式線引預金小切手」(*)のご利用をお勧めいたします。
なお、本対策による預金小切手の発行手数料は無料といたします。
- (2) お客さまが詐欺に巻き込まれている可能性があるかと判断した場合は、最寄りの警察署へ連絡の上、対応を警察署にご相談させていただきます。

* 「記名式線引預金小切手」とは

- 「預金小切手」とは、金融機関が自ら振出人及び支払人として発行する小切手のことをいいます。
- 「記名式」とは、受取人の名前を小切手に記載する方法で、記名された受取人だけが支払いを受けることができます。このため、不正に小切手を取得した第三者に現金化されることを防ぐ効果が高いとされています。
- 「線引」を付した小切手を現金化するには、受取人とお取引がある金融機関に限定され、預金口座を経由することから、支払先が明確になります。また、資金化には一定期間が必要になるため、被害防止の可能性が高まります。

2. 開始日

平成 27 年 8 月 3 日（月）

3. その他

取組の開始に際し、当行本店ビルに於いて、兵庫県警本部と合同で声掛け訓練を実施いたします。

日 時：平成 27 年 8 月 3 日（月）

参加者：当行従業員、兵庫県警察本部、兵庫県生田警察署

以上

本資料に関するお問合せ先
企画部 広報室 藤井 TEL:078-333-3247